

この通知は、令和6年8月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）から適用する。

予算決算及び会計令第85条の基準

農林水産省所管に係る工事又は製造その他の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）についての予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量業務（建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分（以下「業種区分」という。）1に掲げる業種）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務及び補償コンサルタント業務（業種区分2から5及び7に掲げる業種）並びにその他の業務（業種区分8に掲げる業種）のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.1の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務（業種区分6に掲げる業種）の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約（上記2、3及び4に掲げる業種に係る契約を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合